

編集後記：年度替わりの時期には、契約更新や新規契約にあたり契約書をよく目にします。契約書には必ずと言っていいほど著作権などの権利条項があり、所有者の所在を明らかにさせ権利を守るようにしています。「天気」では投稿案内に著作権の学会への帰属を明記していますが、記事が電子化され一般に公開される場合は、著者からの自筆の同意書が必要になるとのことです。ここ数カ月、「天気」編集委員会では、著作権委譲に関する議論がなされました。今後、「天気」に掲載する記事に対して著作権委譲の承諾書をいただくことで検討しています。「天気」に掲載している記事が多岐に渡るため、一律の運用方法は難しく、運用方法は引き続き検討することになるとは思いますが、近々、著作権委譲についての方針をお知らせする記事を掲載する予定です。そちらをご覧になり、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

さて、みなさんは Facebook を利用していますで

しょうか。私は Facebook のアカウントを取得して 2 年近く過ぎました。一番役立ったことは、高校の同窓会を開催するにあたり、Facebook を通じて 20 年近く音信不通だった多くの友人と連絡が取れるようになったことです。行方不明だったのは私の方？と思うほど、芋蔓的に友達との繋がりが再び出来上がったことは、Facebook のおかげといっても過言ではないと思っています。それはさておき、Facebook など SNS が流行り、簡単にネット上での発信ができるようになりましたが、著作権違反の記載も多々あるようです。筆不精の私は、ネット上ではほとんど発信していませんのであまり意識していませんでしたが、「天気」の著作権委譲の議論をきっかけにちょっと考えさせられました。しかし素人にとって著作権に関する扱いは、幅広く分かりにくいというのが実感です。

(田口晶彦)